セミナー開催情報

NOP 法人 セフティマネジメント 協会

これだけは押さえておきたい“中国リスク”回避の考え方

中国市場向け『取扱説明書』作成のポイント

■開催概要

〇開催日時　2013年10月9日（水）　13:00～16:30 （受付 12:45）

〇場　所　機械工具会館 3F 会議室　東京都港区芝 5-14-15　TEL: 03-3451-5553
http://www.k-kaikan.co.jp/access.html

〇参加費用　一般参加企業　1 名／20,000 円　協会会員　1 名／15,000 円

〇主　催　NPO セフティマネジメント協会　株式会社キャプテン

〇申込及び支払方法　参加申込書を、セフティマネジメント協会事務局へ FAX にてお申し込みください。
お申込みいただいた方には、事前に請求書と受講票を送付しますので、指定の口座へお振込みください。
*振込手数料は、貴社にてご負担ください。また、「振込金受取書」を領収書に代えさせていただきます。

〇定　員　30名（申込み順）

〇お問合せ先　セフティマネジメント協会 TEL：03-5614-4752　FAX：03-5614-4477

申込日 2013 年　月　日

参加申込書	FAX：０３－５６１４－４４７７ 特定非営利活動法人 セフティマネジメント協会 事務局（担当：白田・高盛）
企業・団体名：	
住所：〒	
TEL：	FAX：
参加者名：	役職・部署：
E-mail：　＠	
参加者名：	役職・部署：
E-mail：　＠	

申込締切日：2013 年 10 月 7 日（月）

セミナープログラム

NPO 法人　セフティマネジメント協会

これだけは押さえておきたい“中国リスク”回避の考え方

中国市場向け『取扱説明書』作成のポイント

13:00　開会の挨拶

【第一章】	・つまみ食い中国経済史
高度経済発展と消費者の権利意識	・消費者トラブルと訴訟リスク
【第二章】	・中華人民共和国産品品質法
取扱説明書に関連する法令	・中華人民共和国消費者権益保護法
	・中華人民共和国権利侵害責任法
	・電子情報製品生産汚染防止管理弁法
	・中華人民共和国国家通用言語文字法
	・中華人民共和国製品表示記載規定
	・中華人民共和国標準化法
【第三章】	・GB　中国国家標準とは
中国国家標準(GB 規格)	・GB 5296 シリーズ
	・GB/T 9969(2008)
【第四章】	・中国におけるリスク
消費者紛争の事例と取扱説明書	・中国における消費者紛争の例
	・中国市場向け「取扱説明書」作成
【第五章】	・なぜ注意・警告文がいるのか
注意･警告文でリスクヘッジ	・危険を伝える、注意・警告文の書き方

16:15～16:30　質疑応答

講師プロフィール

山口　純治氏　　アドバイザー　株式会社ダイテック

製品マニュアル、商品プロモーション、ブランディング、販売店トレーニングなど、あらゆる情報伝達の問題を改善するアドバイザーとして活躍。多くの企業で、セミナーやトレーニング、コンサルティングサービスを提供している。

- マニュアル制作の専門会社である株式会社ダイテックにて、約 20 年にわたり各社製品のパーツカタログやマニュアルなどの技術資料制作およびその指導に携わる。
- 2003 年に横浜オフィスの責任者となり関東での事業を拡大するとともに、マニュアル診断事業を立ち上げ、さまざまな業界のメーカーに技術資料のコンサルティングを提供する。その後、自動車事業部の事業部長に就任し、横浜・東京・広島にある 4 つのドキュメントセンターを統括。
- 2009 年から 2011 年まで、富士重工業株式会社と株式会社大興（ダイテックの親会社）が出資して設立したマニュアル制作会社、スバル・インテリジェント・サービス株式会社に出向。コミュニケーションアドバイザーを務め、「マニュアル改善」のセミナー講師、啓発活動を推進した。

セミナー情報

中国 GB 規格
未対応の製品は中国に輸出・販売できません。

これだけは押さえておきたい“中国リスク”回避の考え方

中国市場向け『取扱説明書』作成のポイント

中国では取扱説明書の GB 規格対応が必須です

中国には製品の取扱説明書に関する国家標準「GB 規格」が存在し、記載事項や記載方法が規定されています。GB 規格は「強制力のある規格であり遵守しなければ罰則がある」ことが中国の法律によって定められています。

消費者クレーム防止に向けた対応として

消費者は、購入した製品によって不利益を被った場合、権益保護のためにメーカーを訴えることができます。1994 年に施行された『中華人民共和国消費者権益保護法』の後ろ盾もあり、豊かになった近年の中国消費者の権利意識の向上は、米国以上のものがあります。製品の「取扱説明書」の不備は訴訟に発展する可能性があり、その対策が大変重要となっています。

日系企業など各種表示でミス、賠償請求に

消費者の権益を保障する法律が『中華人民共和国製品品質法』です。この法律に製品の取扱説明を含めた各種表示についての具体的な規定が設けてあります。この規定に違反したために、中国の消費者から賠償請求をされたり、または政府監督管理部門から処罰を受けたりする日系企業が後を絶ちません。

セミナーのご案内

製品の取扱説明書に対する中国の法律や GB 規格の要求事項について、日系企業は正しい情報を入手することが難しいのが現状です。正しい情報を知らないことによって、中国での事業が困難になる恐れがあります。法律や GB 規格への対応が不十分であれば、訴訟・賠償リスクの恐れが生じます。
「中国市場向け『取扱説明書』作成のポイント」セミナーでは、 中国の法律や GB 規格が、製品の取扱説明書に対して何を要求しているのか、どのように対策すればよいか、というポイントを事例を交えながら、分かりやすく解説しています。
中国で事業を展開される日本企業のリスク軽減に少しでも貢献できれば幸いです。

NPO 法人セフティマネジメント協会